

就業規則

第●●条（ソーシャルメディア利用上の禁止事項）

- 1 労働者は、勤務時間内外を問わず、ブログ、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube などのソーシャルメディアにおいて、以下の発信を行ってはならない。
 - ① 当法人、当法人の関係者（利用者、利用者の家族などの関係者、当法人の役員、労働者を含む。以下同様）などの他者に対する誹謗中傷その他の権利侵害に当たる内容を発信すること。
 - ② 当法人の技術上、営業上、経営上の一切の情報を発信すること。
 - ③ 当法人の関係者などの他者に関する情報（写真、動画を含む）を、本人の許可なく発信すること。
 - ④ 人種、宗教、性別などに関する誹謗中傷、特定の個人のプライバシーを侵害する内容、わいせつな内容を発信すること。
 - ⑤ その他、当法人の労働者としてふさわしくない内容を発信すること。
- 2 労働者が、前項の禁止事項に違反した場合には、懲戒処分を行うことがある。
- 3 労働者は、当法人から、自身の発信が、第1項各号の発信に該当する可能性があるとして指摘された場合には、直ちに発信内容の削除手続を行うことを含め、誠意ある対応を行うものとする。